

第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	平成29年4月21日午前10時14分		閉会	平成29年4月21日午前10時44分	
日程番号	議案番号	案 件			結果
1	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことについて (2) 小中一貫教育推進コーディネーター設置に係る非常勤講師設置要綱の改正について (3) 職員の人事異動について (4) 教職員の人事異動について (5) 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の制定について (6) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について (7) 枚方市教育委員会戦略監の設置に関する規則の制定について (8) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について (9) 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について (10) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について			承認
構 成 員	教 育 長	奈良 涉	構 成 員	教 育 委 員	橋野 陽子
	教 育 委 員	神田 裕史		教 育 委 員	谷元 紀之
	教 育 委 員	吉村 雅昭			
説 明 員	教 育 次 長	奥 誠二	説 明 員	教育環境整備室課長 (教育施設保全担当)	黒川 清
	管 理 部 長	森澤 可幸		教育環境整備室課長 (学校規模等調整担当)	畑中 徹
	学 校 教 育 部 長	花崎 知行		学 校 給 食 課 長 (副参事級)	前村 卓志
	社 会 教 育 部 長	浄内 俊仁		教 職 員 課 長	千原 正敏
	管 理 部 参 事 兼 教 育 推 進 室 長 兼 教育環境整備室長	益田 正治		児 童 生 徒 支 援 室 課長 (支援教育担当)	栈敷 勝
	社 会 教 育 部 戦 略 監 (全児童対策担当)	人見 泰生		児 童 生 徒 支 援 室 課長 (生徒指導担当)	吉本 賢治
	管 理 部 次 長	高橋 孝之		学 務 課 長 (副参事級)	早崎 由子
	学 校 教 育 部 次 長	荻野 晋三		教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 長	黒田 剛司
学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 推 進 室 長 兼 管理部副参事 (教育政策調整担当)	足立 一彦	教 育 推 進 室 教 育 研 修 課 長 兼 教育文化センター館長	木村 勝		

	社会教育部次長	片岡 政夫		社会教育課長	奥野 美佳
	社会教育部次長	山口 俊也		放課後子ども課長	精木 孝充
	社会教育部次長 兼 中央図書館長	藤丸 知子		文化財課長 (副参事級)	鈴江 智
	児童生徒支援室長	狩野 雅彦		スポーツ振興課長	五島 真紀子
	管理部副参事	寺西 光治		中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
	教育総務課長 (副参事級)	小菅 徹		中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
	教育環境整備室課長 (教育施設整備担当)	津熊 聖博	記録	教育総務課課長代理	乾口 美香
			傍聴の人数		0人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

森澤管理部長。

○森澤管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、吉村委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第1号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

森澤管理部長。

○森澤管理部長 ただいま上程いただきました報告第1号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

ご報告いたしますのは、ページ中ほどの2. 臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第21号から第30号まででございます。これら10件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めめるものでございます。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

臨時代理21号、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関する協議を行うことにつきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月14日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、3ページをごらんください。

教育委員会は、その権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関たる職員に補助執行させているところです。

本件は、補助執行させる職員を追加することについて、市長に対し、協議を行うものでございます。

1. 補助執行させる事務及び補助執行させる職員でございますが、教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設（学校園及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。）に関する事務を補助執行させる職員として、平成29年度の機構改革により新たに設置されている市駅周辺等活性化推進部に属する職員を追加するものでございます。

2. 施行時期は、平成29年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第21号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 花崎学校教育部長。

○花崎学校教育部長 続きまして、臨時代理第22号、小中一貫教育推進コーディネーター設置に係る非常勤講師設置要綱の改正につきまして、ご説明をいたします。

議案書4ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月24日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

この改正は、義務教育9年間を見通した学力向上の取り組みをより推進するため、これまでの小中一貫教育推進コーディネーターを小中一貫・学力向上推進コーディネーターと改め、各校の学力向上主担者としての役割を明確にするものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

初めに、要綱の名称でございますが、小中一貫教育推進コーディネーターを小中一貫・学力向上推進コーディネーターに改めるものでございます。

以下、第1条及び第2条第2項第1号につきましても、同様に改めるものでございます。

また、第1条におきまして、改正後の2行目でございますが、小中一貫・学力向上推進コーディネーターの後ろに、「を担う教員」を加え、文言整理を行っております。

第2条第2項及び第4条第5号につきましても、それぞれ文言整理を行うものでございます。

恐れ入ります、6ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本要綱は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第22号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 森澤管理部長。

○森澤管理部長 次に、臨時代理第23号、職員の人事異動につきまして、ご説明いたします。

議案書の8ページをごらんください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月30日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

恐れ入りますが、ページを3枚おめくりいただいて、裏面の13ページをごらんください。

平成29年度枚方市定期人事異動<概要>でございます。

1. 目的といたしまして、公約施策の推進に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図るため実施するものでございます。

2. 基本方針といたしまして、(1)重点施策推進体制の強化として、重点施策の推進体制の強化を図るため、理事・教育次長を配置するとともに、新たに政策調整監を設置するものです。

(2)職制の簡素化として、限られた経営資源を有効に活用し、効率的かつ効果的で機動力のあるコンパクトな組織を構築するため、さらなる職制の簡素化と管理職員数の縮減に努めるものです。

(3)若年層の登用と女性活躍として、役職者の世代交代を円滑に推進していくため、やる気

のある若手職員をより早期に登用するとともに、あわせて女性活躍の推進を図るものです。

(4) 再任用職員の適正配置として、次世代を担う職員に円滑な知識・技術の継承が行われるよう、豊富な経験を有する再任用職員の適正配置に努めるものです。

(5) 人事交流の推進として、国・府、その他関係団体との積極的な人事交流等により、他団体のノウハウを取り入れ人材育成に資するとともに、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制を目指すものでございます。

異動者数の状況につきましては、枚方市全体では、医療職、教育職及び再任用を除き670人が異動となっており、教育委員会におきましては88人が異動となっております。このうち、他部局への出向者が14人、他部局からの出向者が26人、教育委員会内の異動が48人となっております。

なお、教育委員会内での昇格者は11人となっております。

恐れ入りますが、8ページにお戻りください。

ページ中ほど以降の他部局への出向の表における出向者の新所属につきましては、出向先での発令となっておりますので、ここでは参考として記載させていただいており、記載順は旧の職制順となっております。

9ページをごらんください。

異動以降の表につきましては、各部ごとの新所属の職制順でございます。時間の都合上、氏名等の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第23号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○奈良教育長 花崎学校教育部長。

○花崎学校教育部長 続きまして、臨時代理第24号、教職員の人事異動につきまして、ご説明をいたします。

議案書14ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月30日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

1. 臨時代理の内容でございますが、資料中段でございますように、幼稚園においては担任数と担外1名の必要数に対する教諭の不足を補うため、任期を2年とする任期付講師を10名採用いたしました。

また、その下の表でございますが、主任教諭3名を異動としております。

次に、小学校でございますが、15ページをごらんください。本市独自の少人数学級編制を実施するため、任期を1年とする任期付講師47名を採用し、16ページにかけて、掲載の表のとおり、各校に配置をいたしました。

また、中学校におきましては、任期を1年とする任期付講師12名を採用し、うち5名を小中一貫学力向上推進のため、対象校に配置し、7名を生徒指導体制の充実を図るため、規模の大きい中学校3校と、規模の小さい中学校4校に配置をいたしました。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第24号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○奈良教育長 森澤管理部長。

○森澤管理部長 次に、臨時代理第25号、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の制定につきまして、ご説明いたします。

議案書の17ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月31日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の制定は、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の改正に伴い、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関することについては、教育委員会規則で定めることとされたため、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、18ページをごらんください。

指定管理者の指定の手續等に関しまして、申請していただく際の様式等必要な事項を定めるものでございます。

次の19ページから26ページまでは様式を記載しておりますので、ご参照願います。

恐れ入ります18ページにお戻りください。

ページ中ほどの附則でございますが、本規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第25号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、臨時代理第26号、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の27ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月31日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、平成29年度枚方市機構改革に伴い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

29ページをごらんください。

第2条の表、教育委員会の管理に属する教育機関に係る施設（学校園及び学校給食共同調理場に係る施設を除く。）に関する事務の項中、補助執行させる職員に市駅周辺等活性化推進部に属する職員を追加するものでございます。

恐れ入りますが28ページにお戻りください。

附則でございますが、本規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第26号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第27号、枚方市教育委員会戦略監の設置に関する規則の制定につきまして、ご説明いたします。

議案書の30ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月31日付で教育長が臨時代理をいたしたものでございます。

今回の制定は、平成29年4月1日付人事異動に伴い、社会教育部に戦略監を置くこととしたため、枚方市教育委員会戦略監の設置に関する規則を制定するものでございます。

制定内容でございますが、31ページをごらんください。

第1条に戦略監の設置について、第2条に職員、第3条に職務遂行における原則と責任、第4条に戦略監となる職員を定めるものでございます。第5条に補足といたしまして、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとしております。

ページ中ほどの附則でございますが、本規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第28号、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の32ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月31日付で教育長が臨時代理をいたしたものでございます。

今回の改正は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び戦略監の設置に伴い、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

34ページをごらんください。

第2条第2項の表において、参事の項の次に、戦略監を追加し、用語の定義を定めるものでございます。

35ページをごらんください。

第8条に決定関与の特例といたしまして、戦略監を追加するものでございます。

35ページから37ページまでの別表でございますが、戦略監の休暇の承認等に関する規程、並びに介護時間休暇及び障害のある職員の健康管理休暇の承認等に関する規程を追加するものでございます。

恐れ入りますが、33ページにお戻りください。

ページ中ほどの附則でございますが、本規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第28号の説明とさせていただきます。

続きまして、臨時代理第29号、枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書の38ページをごらんください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月31日付で教育長が臨時代理をいたしたものでございます。

今回の改正は、平成29年4月1日付人事異動により、教育次長の職にあるものができたことに

に伴い、枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

40ページをごらんください。

別表の名称に記載しております庁内委員会のうち、枚方市立学校園安全対策検討委員会、並びに枚方市立幼稚園の効果的・効率的な運営及び配置検討委員会の二つの庁内委員会において、委員長を教育次長とし、副委員長に学校教育部長を加える改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、39ページにお戻りください。

附則でございますが、本規則は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第29号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 浄内社会教育部長。

○浄内社会教育部長 続きまして、臨時代理第30号、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の41ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成29年3月31日付で教育長の臨時代理を行ったものでございます。

規則改正の趣旨でございますが、障害のある第5、第6学年の児童については、平成23年度から市内4カ所の拠点方式で受け入れ、その保育業務を事業者に委託しておりましたが、平成29年度からは全ての留守家庭児童会室において受け入れを行うこととなりました。これにより、委託事業者の選定に係る、枚方市障害のある児童に係る留守家庭児童会室事業者選定審査会に関する事務が不要となったことから、枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正するものでございます。

なお、同審査会の設置根拠でありました枚方市附属機関条例につきましては、既に一部改正され、同審査会の項が削除されております。

それでは、改正内容につきまして、43ページの新旧対照表にて説明をいたします。

表の右側、現行にございます、放課後子ども課の事務分掌のうち、第2号、障害のある児童に係る留守家庭児童会室運営事業者選定審査会に関することの項を削るものでございます。

恐れ入りますが、42ページにお戻りください。

附則でございますが、本改正規則の施行日を、平成29年4月1日としております。

以上、臨時代理第21号から30号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

神田委員。

○神田委員 臨時代理第24号、教職員の人事異動の15ページ、新規採用ということで任期付小学校講師と中学校講師ですが、任期付小学校講師が47名。これは小学校35人学級に伴うと思います。

3、4年生が主だと思いますが、1、2年生も含めて、それぞれの学年配置は何人でしょうか。

わかりましたら。

○奈良教育長 千原教職員課長。

○千原教職員課長 失礼します。

各学年の人数配置につきましては、申しわけございません、詳細についてはまた後ほどご説明に上がらせていただきます。主には3、4年生となっております、1、2年生につきましても、支援学級在籍児童を含んだ形で35人を超える学級については、こちらに講師を配置しておりますので、1、2年生のところにも配置はされております。

○神田委員 もう1点、中学校の任期付講師ですが、12名ということで、5名が小中一貫・学力向上推進コーディネーターの配置校ということですね。その配置校と、あと7名が生徒指導の充実ということで、大規模校と小規模校なんですが、その学校12校がそれぞれどのような配置なのか教えていただけたらと。

○奈良教育長 花崎学校教育部長。

○花崎学校教育部長 ただいまのご質問でございますが、まず小中一貫学力向上推進に係る任期付講師につきましては、配置校は第一中学校、第四中学校、杉中学校、山田中学校、蹉跎中学校の5校、5名でございます。7名の生徒指導体制の充実を図るための配置につきましては、規模の大きい中学校としまして、第四中学校、杉中学校、蹉跎中学校の3校に3名、また規模の小さい中学校4校につきましては、招提中学校、山田中学校、渚西中学校、招提北中学校に、この4校に4名、それぞれ配置をしております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 この中学校も小学校もそうですが、特に中学校の小中一貫・学力向上推進コーディネーターについては、今年度様々な角度から見直されて配置されたと思いますので、その業務でより効果的に活用されるようお願いしたいと思っております。意見として言わせていただきます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第1号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成29年第4回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

奈 良 涉

吉 村 雅 昭
